

(手数料)

第6条 証明手数料は1通500円とし、事務室窓口での申請は現金、郵送による申請は現金もしくは郵便小為替によるものとし、引き換えまたは前納とする。

但し、在学中の生徒の調査書、成績証明書、単位取得証明書の手数料は免除する。

(申請者確認)

第7条 申請者は、申請に際し身分を証明する書類（運転免許証、健康保険証、パスポート等）を提示しなければならない。

2 郵送による申請の場合は、上記本人確認書類の写しを添付しなければならない。

(不発行証明書の発行)

第8条 学校教育法施行規則第15条に規定する保存年限を経過し、廃棄した表簿に係る証明について申請があった場合には、発行できない旨を記載した文書をもって申請者に通知するものとする。

(雑 則)

第9条 証明書の事務取扱いに関する事項はこの規定に定めるほか、必要な事項および規定の変更は理事会の審議を経て校長が定める。

附 則

この規定は、平成27年12月1日から施行する。